

長期療養特例に関する疾病別の対応

疾病 (又はワクチン名)	予防接種法施行令に規定している定期の予防接種の対象者	上限年齢
ジフテリア	1期: 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2期: 11歳以上13歳未満の者	x+2年 (ただし、4種混合ワクチンを使用する場合は小児(15歳未満))
破傷風	1期: 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2期: 11歳以上13歳未満の者	
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
ポリオ (急性灰白髄炎)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
日本脳炎	1期: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2期: 9歳以上13歳未満の者	x+2年
麻疹	1期: 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期: 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
風疹	1期: 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期: 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
子宮頸がん予防ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
結核	生後1歳に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、4歳未満)
ヒブワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、10歳未満)
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、6歳未満)
高齢者用肺炎球菌ワクチン	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満	x+1年

x: 接種不適当要因解消時点